

令和5年3月16日
教育委員会事務局総務課
内線 4521

群馬県立文書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の趣旨

文書の複写に要する費用については、群馬県情報公開条例施行規則に定める開示請求に係る費用に準じた額としているため、令和5年4月1日付けの同施行規則の改正に伴い、所要の規定を整備するもの。

2 改正内容

- 文書の複写に要する費用について、下表のとおり改正する。
- 今後、同施行規則の費用部分の改正があった場合に連動して取り扱うことができるよう、費用の額については「群馬県情報公開条例施行規則第11条第1項の規定による。」とする。

区 分		現行	改正案	備 考
1 複写機による写しの交付 (A3以下)	白黒	10 円/枚		改正なし
	カラー	50 円/枚		
2 用紙に出力したものの交付 (A3以下)	白黒	10 円/枚		
	カラー	50 円/枚		
3 CD-Rに複写し交付 (資料スキャン費用別途)	CD-R	200 円/枚	100 円/枚	減額
	スキャン	10 円/枚		改正なし
4 DVD-Rに複写し交付 (資料スキャン費用別途)	DVD-R	220 円/枚	120 円/枚	減額
	スキャン	10 円/枚		改正なし

3 施行日

令和5年4月1日